

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年6月8日（月）17時11分～17時22分（11分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階会見室S101・103号室）

（大臣冒頭発言）お疲れ様です。まず、本日発表しました景気ウォッチャーにつきまして申し上げたいと思います。既に数字についてはご存知だと思いますけれども、5月の景気ウォッチャー調査ということで、5月25日から31日にかけて調査を行ったものであります。景気の現状判断DIは15.5と過去最低を更新した前月を7.6ポイント上回ると。また、先行き判断DIも前回36.5でありましたけれども、それを19.9ポイント上回ると。上昇したということであります。

先般公表されました4月の家計調査で、消費支出が前年比で最大の下げ幅約11.1%ということ、また、4月の景気動向指数も過去最大の低下を記録したということで、厳しい状況にあるわけですがけれども、一方、今回の5月の景気ウォッチャーの結果を見ると、経済活動は徐々に再開する中で、まさに現場の方々の景況感が、最も厳しい状況を脱し、今後に対する期待感も急速に上向き始めている、そういう状況であると受け止めています。

4月から5月にかけて全国で緊急事態宣言が発出をされていまして。経済活動を抑制する形で縮小を余儀なくされたわけですがけれども、これは、いわば国民の皆様が協力をしていただいたということの結果でもあります。改めて感謝申し上げたいと思いますし、足元では緊急事態宣言が解除されて、徐々にではありますけれども、段階的に経済活動が引き上げられている、そうした中で前向きな見方が広がっているものと思います。

他方、今回の調査でも、雇用関係の指標を見ると、改善テンポが弱く、景気ウォッチャーのコメントにも、求人の減少とか、派遣労働者の契約終了とか、新卒採用の鈍さ等に関する指摘が引き続き見られているところであります。雇用情勢には厳しい見方もありますけれども、現状は、企業が必死に雇用を守り、踏み留まっている状況だと受け止めています。既にお話した通り、4月の失業者が6万人増ということで増えてはいますけれども、他方、休業者が450万人増加をして、650万人に上っていると。これは休業の形でありますので、企業が失業、解雇、雇い止めという形ではなく、休業という形で雇用を守り、踏み留まっている状況であると認識をしています。

こうした皆さんの努力に、こちらもまた感謝を申し上げたいと思いますし、政府としては雇用調整助成金の大幅な拡充、そして迅速な支給をはじめ、第2次補正予算案を提出をいたしましたので、その早期成立、そして実行、これに全力を挙げていきたいと思っております。

この雇用については、加藤大臣とも相談をしていますけれども、これまで申し

上げている通り、雇い止めなり、失業した方にはマッチングをしっかりとやっていきたいと。物流関係であったり、スーパーであったり、或いは様々な IT 関係の技術の関係であったり、求人を増やしている。これは新卒も、それから所謂中途採用、キャリア採用等を含めて必要としている分野もありますので、そうした業種を超えたマッチングと、それから来年の新卒の雇用の問題、就職氷河期を生まないという決意の下、新卒の皆さんの雇用の問題、こういったことについて事業所管の省庁とも協力しながら、経済界や自治体にも積極的に働きかけを行っていきたいと考えているところであります。そうした取り組みを強化をしていきたいと考えておりますので、また進捗があればご報告をしたいと思っております。

さらには、今日も国会でも議論になっておりますけれども、持続化給付金の増額拡充、或いは家賃支援の給付金、こういった事業支援、それから総額 140 兆円規模の強力な資金繰り支援を含む 2 次補正予算の早期成立、そして実行をしていくことで、事業、雇用、生活を守り抜いていきたいと考えております。

私からは以上です。

(問) 新型コロナウイルスに関する政府の専門家会議の議事録に関し、議事録が作成されていない問題で、西村大臣は 6 月 7 日、引き続き従来と同様の形で議事概要を作成・公表すること述べつつ、今後開かれる会議の議事概要については、発言者名を明記する旨表明された。国民の自由を制限する重要な提言を行う専門家会議の議事録がない、そもそも対策本部の議事運営規則もないとのことだが、これにより理論上、安倍総理が 1 人で好きなように政策を決められるとの批判にどう応えるか。

(大臣) 先日は、時間がなくて質問に答えられなくて申し訳なかったと思っております。専門家会議については、まず文書管理のガイドラインの下、意思決定をする会議ではありませんので、発言者の名前と発言等を 1 対 1 で対応する形での記録は取らなくても、どのような資料が配られ、そして、どういった議論が行われたかということが分かればよいというガイドラインになっています。そのことも踏まえながら、1 回目の会議の時に、自由且つ率直にご議論いただくために、発言者が特定されない形での議事概要を作成する、作成をして公表するという方針について、メンバーの皆さんのご了解をいただいて、対応してきたところであります。繰り返しであります、これは行政文書の管理に関するガイドラインに照らしても適切な対応だったと考えています。

その議事概要ですけれども、呼び方を何というか、議事録というか、記録というか、議事概要というか、色々ありますけれども、かなり細かく、詳しく作成をして、議論の内容が分かるように丁寧に作成をして公表してきています。以前にも、パネルでも示させていただいておりますし、ホームページで公表しております

ので、見ていただければ分かると思います。

また、持ち回り開催した時以外は、全てと言っていいと思いますけれども、専門家の皆さんが自ら平均1時間半くらい、(専門家会議が)終わった後に記者会見をされて、どういう議論があったかということを丁寧に説明をされてきています。

そういう意味で何も隠すことはありませんし、専門家の皆さんから意見をいただく会ということで、しっかりと記録を残してきています。繰り返しになりますが、自由に、そして率直にご意見をいただくと、そしてこういう形で残しますと、お名前を特定した形にはなりませんということで、そういう前提でご発言をされてきていますので、改めて先般の5月29日の専門家の会議で議論が出たことを踏まえて、専門家の皆さんに、座長と相談の上、お一人おひとりのご意見を伺いました。その結果、やはり引き続き、これまでの会議については、従来と同様の形での公表に良いということにしました。

しかしながら、今後は、皆さんのご意見、ご相談をした上ででありますけれども、お名前と発言等明記をする形で、しっかりとその議事概要を、議事の内容がわかる形で公表したいと、作成し公表したいと考えております。

合わせてガイドライン上に沿っては、この議事概要を作るということで、ガイドラインに沿った対応なのですけれども、保存されている速記録について、これは各委員や出席者にご確認をいただいた上で、速記ですから聞き取り違いとかもありますので、それはしっかりと確認をしていただいた上で、残していくこととしたいと考えています。速記が入ってない第1回と第3回についても、それぞれ録音等を基に、同様の記録を作成し、記録としてこれはしっかりと残していきたいと考えています。